



令和 8 年 4 月 23 日
本部事務局地方分権課

地方分権改革に関する提案募集に係る令和 8 年の提案について

1 概要

内閣府地方分権改革推進室からの提案募集に対し、関西広域連合設立の第一のねらいである「分権型社会の実現」に向けた国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくりについて提案した。

また、構成団体が提出する提案事項に対する所管府省の真摯な検討を促し、実現に向けた後押しを行うため、構成団体提案事項のうち、提案団体以外の構成団体の同意が得られたものについて、関西広域連合及び賛同団体の連名による共同提案とした。

2 関西広域連合提案事項

広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことを踏まえ、国と地方の役割分担における「広域行政ブロック単位の広域連合」(※1)の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充について提案した。

※1 各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合

提案事項	提案概要
① 「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化	広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。
② 広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等の明確化、広域連合長の移譲要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。
③ 広域連合制度における「地方分権特区（仮称）」の導入	実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」の導入、広域連合長の実証実験要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

3 関西広域連合と構成団体との共同提案

構成団体が提出する提案事項に対する所管府省の真摯な検討を促し、実現に向けた後押しを行うため、構成団体提案事項のうち、提案団体以外の構成団体の同意が得られたものについて、関西広域連合及び賛同団体の連名による共同提案とした。

○ 共同提案件数

計：10件（共同提案事項一覧は別紙のとおり）

主提案団体	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
件数	3	2	1	1	2	1	10

4 今後のスケジュール（予定）

- 6月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（重点事項の決定）
関係府省への検討要請
- 7月 関係府省からの第1次回答公表
提案団体から関係府省第1次回答に対する意見提出
- 9月 関係府省からの第2次回答公表
- 11月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案の了承）
- 12月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

関西広域連合と構成府縣市との共同提案（10件）

提案事項	求める措置	提案団体 (主提案団体、賛同団体)
① 臨床研修病院の指定基準の緩和	厚生労働省医政局長通知により、臨床研修病院の指定基準として、「原則として、研修プログラムごとに2人以上の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること」と規定されているが、令和2年から臨床研修病院の指定、定員設定権限等が都道府県知事に移譲されたことを踏まえ、都道府県の実情に応じて、「他病院から研修医を派遣（たすき掛け研修）できる場合には研修医1人での定員設定が可能」となるよう通知を見直すこと	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合
② 都道府県労働委員会委員の任期の見直し	都道府県労働委員会委員の任期について、現行では2年とされてるが3年又は4年に改めること	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合
③ 公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査の廃止	例年照会のある総務省の「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査」を廃止、又は他省庁照会と一元化することにより業務負担の軽減を図るよう見直すこと	京都府、滋賀県、京都市、大阪市、関西広域連合
④ 「社会的養護処遇改善加算」の算定対象の拡大（里親支援センター従事職員の追加）	里親家庭の支援において、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなどを受託している里親への助言や支援、または子ども自身への支援を行うことは多々あり、里親支援センターにおけるレスパイト・ケアの体制を整えることも求められている状況であることから、里親支援センターの職員についても、社会的養護処遇改善加算の対象とし、支援の充実を図ること	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合
⑤ 児童自立生活援助事業に係る要件（設置基準・職員配置基準・実施場所等）の明確化	児童福祉法第6条の3第1項に規定される児童自立生活援助事業について、職員や実施場所の要件等を明確化すること	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合

提案事項	求める措置	提案団体 (主提案団体、賛同団体)
⑥ 「子ども・子育て支援施設整備交付金」に係る協議スケジュール等の見直し	「子ども・子育て支援施設整備交付金」において、自治体における計画的かつ効果的な施設整備を行うため、「次世代育成支援対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」と同様に、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて4回に分けて行うよう、協議の流れ・スケジュールを見直すこと	奈良県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合
⑦ 官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止	官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務を廃止すること	和歌山県、滋賀県、関西広域連合
⑧ 繰越事務処理の簡素化や迅速化	繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から、会計法第48条による権限委任を適用すること	鳥取県、滋賀県、関西広域連合
⑨ 意思疎通支援事業の対象に障害者同士の意思疎通を加えること	地域生活支援事業実施要綱別記1-6の「意思疎通支援事業実施要領」について、障がい者等とその他の者の意思疎通だけでなく、障がいのある者同士の意思疎通も支援の対象となるよう改正すること	鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市、堺市、関西広域連合
⑩ 建築物の改修に係る建築基準法上の扱いの合理化を通じた地方自治体における事務負担軽減	建築物の改修に係る建築基準法上の扱いの合理化を通じて地方自治体における事務負担を軽減すること	徳島県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合